



大津町 プレミアム付商品券

プレミアム付商品券 販売を開始します

確にん

問い合わせ

プレミアム付商品券窓口 町町民交流施設（オークスプラザ）内
☎096(285)7787

プレミアム付商品券は消費税率引き上げによる家計への影響を緩和するための商品券です。対象者のみ購入することができ、町内の登録された店舗で利用できます。購入を希望する人は、次の内容を確認して期限内に購入をお願いします。

プレミアム付商品券の購入対象者

- ① 非課税者分（申請が必要）
 - ・令和元年度の住民税（均等割）が課税されていない人（申請に基づき購入引換券が送付されます）。
- ② 子育て世帯分（申請不要）
 - ・平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子どもがいる世帯の世帯主（令和元年8月以降に生まれた子どもの分は、準備ができ次第、購入引換券を送付予定）。

対象者1人につき最大**2.5万円分**の商品券を**2万円**で購入できます（①と②は重複可）

購入方法

購入に必要なもの

- ・購入引換券（役場から郵送）
- ・運転免許証など本人確認できるもの
- ・現金

販売日時

10月1日（火）～令和2年2月28日（金）
（土・日・祝日を除く）午前9時～午後5時
※10月6日（日）は休日販売

販売会場（購入申請もできます）

町町民交流施設（オークスプラザ）内
プレミアム付商品券窓口

ピロリ菌抗体検査を実施しています

●問い合わせ 役場健康保険課 健康推進係（子育て・健診センター） ☎096(294)1075

ピロリ菌の感染の有無を調べる検査の費用助成する事業を実施します。ピロリ菌は胃の粘膜に住み、胃潰瘍や胃がんの原因となることがあります。感染していても自覚症状がないため、検査をして有無を調べ早めの治療につなげてもらうためのものです。将来のリスクを減らすために検査を受けてみませんか？

●対象者

令和2年3月31日現在で年齢が40歳以上の町に住民票がある人。ただし次の人は対象になりません。

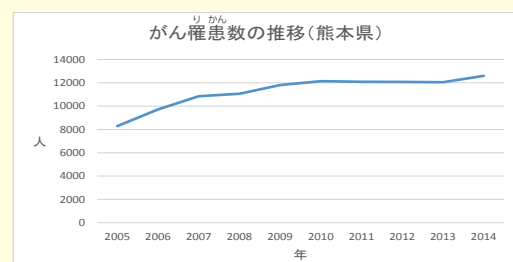
- ① 明らかな上部消化器症状があり、胃または十二指腸の疾患が強く疑われる人
- ② 食道、胃または十二指腸の疾患で治療中の人
- ③ 胃または十二指腸の手術歴がある人
- ④ 過去にピロリ菌を除菌したことがある人
- ⑤ 過去にピロリ菌の検査を受けたことがある人

●検査の流れ

町子育て・健診センターで申請をしてください。（印鑑持参）事業についての説明、対象者の確認を行います。受付番号の交付を受け、指定医療機関を予約してください。血液検査か尿検査かを選択できます。結果は医療機関より後日通知があります。

●自己負担額 1,000円

●実施期限 10月31日（木）まで



がんは罹患する人は年々増加してしまっています。

この検査で「がん」そのものは発見できません。また、検査後の除菌治療の費用の助成はありません。感染がないと判定された場合も必ず定期的に胃がん検診を受けましょう。

平成28年熊本地震 大津町・被災者支援

申請お忘れで
ないですか？

地震から3年が経過し、各種支援のなかには期限が迫っているものがあります。漏れないように内容の確認と申請をお願いします。詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ 役場福祉課 福祉係 ☎096(293)3510

配分対象	義援金額
全壊世帯	20万
解体世帯（大規模半壊）	
解体世帯（半壊）	
大規模半壊世帯	10万
半壊世帯	

●必要書類

・被災証明書、平成30年度課税台帳事項証明書、印鑑 など

●申請期限 令和2年3月31日（火）

●対象

半壊世帯の住宅補修利子助成

居住者用被災証明書の被災程度が「半壊」で平成28年4月15日から平成31年3月31日までの間に被災した住宅を補修するために金融機関から融資を受け、利子が発生している世帯（被災者生活再建支援金の対象世帯、応急・みなし仮設へ入居した世帯、町税の滞納世帯は対象外）。

●助成内容

①リバースモーゲージ型融資（高齢者向け返済特例型融資）を受けた場合
融資限度額（850万円）までの融資に対し

●対象

居住者用被災証明書の被災程度が全壊・大規模半壊・半壊の世帯で住家被害分の義援金が配分された世帯のうち、平成30年度の住民税が非課税である世帯。

●配分基準額（一世帯当たり）

●必要書類

②金融機関などから融資を受けた場合
・借入額または融資限度額（850万円）
いずれか低い額の利子相当額

●申請期限 令和2年2月28日（金）

一部損壊世帯に対する見舞金または義援金の支給

●対象

居住者用被災証明書の被災程度が一部損壊で、対象となる修理費用に10万円以上を支出した世帯。

※一度見舞金または義援金を申請済みの場合、再度申請はできません。

●支給額

	修理費用	見舞金または義援金の額
見舞金	10万円以上30万円未満	3万
	30万円以上100万円未満	修理費の10% (千円未満切捨て)
義援金	100万円以上	11万円

●申請期限 令和2年2月31日（火）

●必要書類

被災証明書、領収書、修理費用や修理箇所が分かる書類（工事内訳書、工事明細書、見積書、写真など）、世帯主名義の通帳、印鑑 など

●申請期限 令和2年2月28日（金）

●対象世帯

被災または大規模半壊の被災証明書の交付世帯、半壊の被災証明書の交付世帯で解体した世帯。

	支援策	助成内容
自宅再建希望世帯	①「60歳以上の人に向けた支援」 リバースモーゲージ型の融資に対する利子助成	毎月支払う利子の一部を助成します。 ●融資限度額 850万円までの融資に対する利子の20年分を一括助成します。
	②「一定額までの利子負担を軽減」 子育て世帯も安心して借りられるよう助成	借入金の利子を助成します。 ●融資限度額 850万円までの融資に対する利子相当額を一括助成します。
民間賃貸住宅希望世帯	③「民間賃貸住宅への入居費用を助成」 民間賃貸住宅入居の初期負担を軽減	賃貸住宅へ入居したときの礼金や手数料などの初期費用を助成します。 ●助成金 一律 20万円
公営住宅希望世帯を含む全ての世帯	④「引越し時の転居費用を助成」 引越しするときの負担を軽減	仮設住宅などから自宅、民間賃貸住宅、公営住宅などへ転居したときの転居費用を助成します。 ●助成金 一律 10万円

※①②については役場福祉課福祉係、③④については役場住民課住宅係 096(293)3112 に問い合わせください。

「住まいの再建」4つの支援策

●申請期限 令和2年2月28日（金）